

2. 本市国民健康保険の資格情報（自己負担限度額区分）の誤りについて

本市国民健康保険被保険者が医療機関や薬局等の窓口で支払う一部負担金に係る自己負担限度額区分について、医療機関等は当該区分を含めて、被保険者の資格情報を「オンライン資格確認システム」により確認しています。

通常、資格情報に異動がある場合、本市が管理する国民健康保険の資格情報管理システム（以下「本市システム」という。）からオンライン資格確認システムに情報連携が行われません。

今回、那覇市国民健康保険被保険者で70歳以上75歳未満の方のうち、212人の方の自己負担限度額区分について、本市システムからオンライン資格確認システムに対し、誤った情報が送信されていることを確認しました。

被保険者及び医療機関等の関係者の皆様に対し、混乱を招きご迷惑をお掛けすることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

○誤送信内容

70歳以上75歳未満の方 212人（210世帯）

○経緯

12月12日、被保険者が本市国民健康保険課に来課し、医療機関を受診したところ、限度額認定証の交付を受けてくるよう説明があったと連絡がありました。これを受けて、自己負担限度額を確認したところ、本市システムとオンライン資格情報の表示内容に相違が生じていることを確認しました。本市システム開発・保守事業者に対し、原因・対象者特定及び対応等に関して早急に報告するよう依頼しました。

12月13日、本市において対象者を確認の上、対象者や医療機関等に電話または文書で状況連絡しました。

12月16日、58人（午後3時現在）から電話応答があり、うち1人は正しくは低Iの区分のところ一般の区分で一部負担金の支払いが医療機関に行われていました。一部負担金の超過分については、被保険者と医療機関と調整し、今月中に医療機関の窓口で改めて精算することになっています。残りの154人は調査中です。

○被保険者及び医療機関等の皆様への依頼内容

医療機関等を受診の際には、被保険者及び医療機関等においては、本市発行の限度額適用認定証にて正しい負担割合をご確認ください。

12月以降に、医療機関等にて一部負担金の支払いがある場合、本市国民健康保険課までご連絡ください。

○今後の対応

現在、原因や対応策等について、本市システム開発・保守事業者に確認中です。詳細については、改めてお知らせいたします。